

JTU-HYOGO  
兵庫高等学校教職員組合  
日本教職員組合(日教組)

# 兵高教新聞

裏面紹介

- ◇ 第3回青年部学習会兼憲法学習会
- ◇ 第32回日教組人権教育実践交流集会

神戸市中央区中山手通 4-10-5 神戸市教育会館内 TEL078-261-0829 FAX078-261-1094 E-mail:hyokokyo@pearl.ocn.ne.jp

発行人：西村恭介 編集：兵高教書記局

## 2/24 公務労協地方公務員部会 総務大臣および全人連に対し春季要求書提出

公務労協地方公務員部会は、2月24日に松本総務大臣に対して2023春闘要求書を提出しました。また、全国人事委員会連合会には、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をふまえ、2月8日に要求書を送付する形で要請し、17日には全人連からの回答書を受領しました。

### 【松本総務大臣への申入れの経過】

交渉は11時30分から行われ、地方公務員部会からは二階堂議長ほか委員長クラス交渉委員が出席しました。

冒頭、二階堂議長は要求書を提出し、次のとおり述べ、3月下旬には誠意ある回答を示すよう求めました。

①大臣におかれては、地方自治の充実と行財政の円滑な運営にむけたご努力に対し、心より敬意を表す。また、今国会では、会計年度任用職員の処遇改善にむけた、地方自治法の改正が諮られることとなっている。ご尽力に対し、重ねて御礼申し上げます。

②「この間の物価高に、賃金の上昇が追いつかない状況が続いている。連合の2023春闘はすでに開始されているが、連合は、この春闘を一人への投

資」「各産業の底上げ・底支え」と位置付け、定算相当分を含めた賃上げ5%を目標に掲げ、闘いをスタートさせた。

③地方公務員部会としても、連合に結集し、2023春闘を全力でとりくみをすすめるとともに、より質の高い地域公共サービスを提供するため、日々懸命に努力している職員の待遇改善等をめざしてとりくみをすすめている。

④本日提出した賃金、労働条件の改善をはじめとする諸要求の実現にむけ、最大限の努力を求めます。

これに対し、松本総務大臣は「公務労協地方公務員部会の皆様方におかれては、地方自治の確立・発展のため、また、地方公共団体で働く地方公務員のため、その役割を果たしてこられたことに敬意を表す。そして、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、複雑高度化する行政課題に対応するために現場で日々対応にあたられている職員の皆様に心より感謝を申し上げます。要請書については、確かに受け取った。また、ただいま、二階堂議長より要請内容について伺った。各要請事項については、検討の上、しかるべき時期に回答する」と述べ、回答日にむけ要求内容に対し検討する姿勢を示しました。

### 【全国人事委員会連合会への要請の経過】

全人連への要請は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、要請書の送付という形で行いました。地方公務員部会は、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安による物価高騰が、職員の生活に大きく影響している中、厳しい勤務環境においても、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供するためには賃金・労働条件の改善・確保が不可欠であり、各人事委員会が労働基本権制約の代償機関の立場から、職員の利益保護の役割・使命を十分認識し、

要求事項の実現にむけ最大限の努力をしよう要請しました。要請事項では、地方公務員の賃金水準の改善をはじめ、地域の実情や職員の職務、生活実態をふまえた諸手当の改定、会計年度任用職員をはじめとする臨時・非常勤職員の任用や待遇、休暇制度の改善、また公務における働き方改革の着実な推進等を掲げ、全人連としての努力を強く求めました。(2月17日に受領した回答書は左上参照)

なお、これらに先立ち、公務員連絡会は委員長クラス交渉委員が2月20日に河野国家公務員制度担当大臣に、22日に川本人事院総裁にそれぞれ要求書を提出しています。

令和5年2月17日

### 要請に対する全人連会長回答

2月8日の要請につきましては、早速、全国の人事委員会にお伝えしたところです。

最近の経済状況を見ますと、去る1月25日に発表された政府の月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とし、「海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要があります」としています。

本年の春季労使交渉では、原材料価格の高騰や円安による輸入コストが増加する中、物価高の水準を超える賃上げについて議論がされております。コロナ禍で落ち込んだ業績の回復具合が企業によって異なることを踏まえ、賃上げの動きがどこまで広がるかについて、今後の行方を注意深く見ていく必要があると考えております。

また、企業においては、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など働き方改革の議論が行われており、今後の動向を引き続き注視してまいります。

現在、人事院及び各人事委員会では、民間給与の実態を的確に把握できるように、本年の民間給与実態調査の実施に向け、その準備を進めているところです。

今後、各人事委員会においては、社会経済の動向なども踏まえながら、このたびの要請内容も含め、本年の勧告に向けた検討を進めていくことになるものと思っております。

改めて申すまでもありませんが、公務員の給与等の勤務条件について、社会情勢に適応した適正な水準を確保することは、人事委員会の重要な使命であると認識しております。

全人連といたしましては、今後も各人事委員会の主体的な取組を支援するとともに、各人事委員会や人事院との意見交換に努めてまいります。

全国人事委員会連合会  
会長 青山 侑

## 兵高教第37回定例中央委員会

とき 3月25日(土)13:30~16:30  
ところ 神戸市教育会館501号室

- ※各支部・専門部の参加体制確立をお願いします。
- 中央委員の登録および傍聴申込の締切は3月17日(金)17時です。
- 対面参加を原則としますが、オンライン参加をご希望の方は、事前に書記局までご相談ください。

兵庫高等学校教職員組合(兵高教)は、《JTU日教組》加盟の組合で、1989年に設立しました。  
※「兵庫高教組」「兵高教組」「高教組」(兵庫県高等学校教職員組合)とは、関係ありません。



### 第3回青年部学習会

#### 兼憲法学習会

2月18日(土)午後、神戸市教育会館において、兵高教第3回青年部学習会兼憲法学習会を開催しました。

今回は、子ども基本法の制定や文科省「生徒指導提要」改訂等を受けて、「子どもの権利条約」について改めて学習したいと青年部から希望があり、憲法学者の石川多可子さん(金沢大学)をお招きして、「子どもの人権の実質化に向けてー日本国憲法と子どもの権利条約ー」と題して講演していただきました。

冒頭、「『学校で学ぶ』ということは『何を学んだか』ではなく、一緒に学ぶという経験である」ことや、ICTの活用推進の裏にある諸問題などに触れ、今日の「教育改革」「個別最適な学び」に対する疑問が投げかけられました。石川さんは、子どもの権利条約の考え方は、実は日本国憲法の規定に内包されていることを指摘し、子どもの権利条約は日本国憲法の具体を示していると捉えることができるのではないかとされました。その上で、子どもの権利条約の4原則と4つの権利を柱に、詳しく説明していただきました。4つの原則のうち、日本の学校教育では「意見表明権」が尊重されていないことが大きな課題であること、また、近年「生命、生存及び発達に対する権利」も脅かされている子どもたちが少なくないことなども指摘し、子どもの権利条約では「困難な状況下の子ども」の緊急かつ優先的救済・保護」について、一般的保護規定とは別に規定している点特徴的である、としました。その他、さまざまなか角度から今日の学校教育や子どもたちをとりまく課題を子どもの権利条約の考え方と照らし合わせながら、参加者全員で協議し学習を深めました。



石川多可子さん

### 第32回

#### 人権教育実践交流集会

2月25日(土)、26日(日)、第32回日教組人権教育実践交流集会が東京都内で行われました。

【1日目】 全体会・分科会(日本教育会館)

開会行事の後、赤井隆史さん(部落解放同盟中央本部書記長)を講師にお迎えし、「水平社創立から100年を迎える部落解放運動のすすむべき方向について」と題した講演を聴きました。その後、4つの分科会に分かれ、テーマに沿って討議を深めました。兵高教は、第1分科会(憲法・子どもの権利条約と人権教育)に参加しました。

#### ★記念講演抜粋

マイノリティが置かれた状況から社会の課題や矛盾が浮き彫りになる。まず明らかに人権が侵害されているマイノリティこそ人権保障を。知ること、交流することが大切。知らないから差別や偏見が生まれる。交流することによって「部落」のマイノリティを転換できる。  
差別禁止法・人権救済法制定が必要不可欠。現行法の下では「差別されない権利」は裁判で認められない現実がある。属性に対する差別は何ら裁かれない。国際的には包括的差別禁止法は当たり前に、監視機関を設けて、あらゆる差別、人権侵害をチェックしている。しかし、政府自民党は包括的差別禁止法を制定する気はない。第三者機関に自らの言動が差別にあたると指摘されることを恐れている。  
明治維新から77年目が1945年。昨年は敗戦から77年。敗戦が決定的であるにもかかわらず、ずるずると戦争を継続し、国内外の多くの市民を巻き込み犠牲にした戦争中の日本の状況と今日の状況は極めて類似している。今声をあげ行動しないと同じ道を歩むことになる。  
21世紀は「人権の世紀」とされ、差別され、抑圧されてきた人たちの人権が保障されるように



なってきた、と思われてきた。しかし、ここ十数年のヘイトスピーチや人権の状況、日本の難民への対応や「性的マイノリティ」への差別発言などの現状など、人権侵害が深刻化している。だからこそ、人権感覚を研究し深めていかなくてはならない。

その後の第1分科会では、2つの報告をもとに、参加者で協議を深めました。

#### ★参加者および共同研究者の発言より(一部)

「選択肢」があることが本筋に良いことか？選択肢は分断に利用される。平等に選択できるわけではない。子どもたちのために、と一生懸命とりにくんでいるが、能力主義的にならないよう常に意識していくことが大切。  
普通の学校に行きづらい人には特別な場所を用意しますよ、でいいの。特別支援学校・学級が増え続けていることと同じで、マイノリティの排除になっていないか。  
外国につながる子どもたちは増え続けているにもかかわらず、学習指導要領には「日本人としての自覚」「日本人に見られる人間観、自然観、宗教観」「日本人としての在り方生き方」等「日本人としての」が繰り返して記載され強調されていることの問題。  
民主主義はそもそも時間がかかる。今の学校は権力関係の下に置かれており、その結果自分で物事を考えなくなる。学校ではよく「教員の指示が通る」という言い方をしますが、軍隊的発想ではないか。権力関係で秩序をつくらないこと、そうすると自ら考えて調整することができるようになる。  
子どもの権利条約の第3条(子どもの最善の利益)と第12条(意見表明権)はセットで考えるべきもの。第3条は「子どもの最善の利益」と訳しているが、英文では「best interests of the child」である。誤訳ではないが「interest」の本来の意味を考えると、子どもの興味・関心に基づいて、と考える必要がある。学級本人の意見を聞かずに「教育の保障」が成り立つのか。  
本筋の民主主義は、主権者が常に意見表明することである。選挙権年齢や成年年齢引き下げにともない、文科省は「主権者教育」を叫ぶが、そもそも人は生まれるがらにして主権者である。文科省や行政が「主権者教育」というと、すぐに模擬投票、模擬裁判などをやるうとするが、穿った見方をすれば「選挙の時だけ

意見表明すればいい。それ以外はおとなしくしていろ」「投票にも行っていないのに政治にとやかく言うな」「文句があれば裁判で決着をつける」と、本来の主権者としての権利行使をできるだけ制限したい、という意図ではないか。

#### 【2日目】フィールドワーク

「関東大震災100年ー関東大震災直後に何が起きたかー朝鮮人虐殺事件フィールドワーク」をテーマに、中條克俊さん(中央大学・全国教研平和教育分科会共同研究者)の案内・解説で以下の各地を巡りました。  
①墨田区横網公園に隣接する震災記念・慈光院で住職さんのお話を聞いたのち、公園内の東京慰霊堂と東京都復興記念館を見学  
②亀戸事件犠牲者の碑見学・献花(浄心寺内)  
③旧四ツ木橋朝鮮人・亀戸事件遺体埋め立て地および朝鮮人犠牲者の碑「悼」見学・献花(下)



2023年4月9日執行予定  
兵庫県議会議員選挙(西宮市) 予定候補者  
**小西ひろのり**兵教組書記長

県議会には  
学校現場を知る議員が必要です!

県の教育施策は議会で決定します。子どもたちが安心していきいきと過ごせる学校づくり、働きやすい職場づくりのために、学校現場の真の姿・厳しさをよく知る議員の存在が不可欠です。

